鳥取県告示第646号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年11月5日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所		サービス事業を行う	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
社会福祉法人	鳥取市川端四丁目	松の聖母学園通所	鳥取市白兎69	生活介護、就労	平成22年11月1日
あすなろ会	115	更生部		継続支援B型	